

静岡県選挙管理委員規程第3号

公職選挙法による選挙運動に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年5月25日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石 健二

公職選挙法による選挙運動に関する規程の一部を改正する規程

公職選挙法による選挙運動に関する規程（昭和34年選挙管理委員会告示第35号）の一部を次のように改正する。

別表（第64条の2関係）中「及び専ら手話通訳」を「、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記（法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。